

袖ヶ浦市立根形中学校【部活動】活動方針

1. 学校教育目標

心豊かで 未来を切り拓く たくましい生徒の育成

<学校スローガン>

－ 切 磋 琢 磨 －

認めあい 磨きあい 支えあい そして「ありがとう」

「心豊かで、未来を切り拓く逞しい生徒の育成」という目標を実現するために、仲間とともに切磋琢磨し、認めあい、磨きあい、支えあう場面を、またお互いに「ありがとう」という感謝の気持ちを伝え合う場面を、学校生活の中で多く設けていきたいと考える。

2. 学校教育目標と部活動との関連

部活動は、学校教育活動の一環として行われており、スポーツ文化に興味と感心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、芸術性を身に付けることにも極めて効果的な活動である。

また、部活動は、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自発的・自主的な活動を基盤に、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、仲間や顧問等との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものである。

なお、本校の部活動は、平成31年4月1日策定の「部活動ガイドライン」(袖ヶ浦市教育委員会)の示す方針に基づいて実施する。

3. 活動の基本方針

- (1)豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという学校部活動の基本的意義を踏まえ、生徒の主体性や個性を尊重した活動に努める。
- (2)発達段階に応じて、能力や適性を見極め、健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心掛ける。
- (3)保護者や関係団体等との連携を図り、活動の理解と協力を得ながら活性化を図る。

4. 活動を推進していくために

- (1)スポーツ医・科学の見地から発達段階(個人差、成長期等)に応じ、トレーニング効果を高めるために休養を適切に取り、過度の練習にならないように配慮する。※熱中症対策については袖ヶ浦市の指針に準じて行う。
- (2)体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- (3)「安心してがんばれる」環境(健康管理、観察、事故防止等)づくりを徹底する。

- (4)生涯にわたりスポーツや芸術・文化に親しむ基礎の培いに向け、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
- (5)全職員での情報交換を緊密に行い、随時、保護者への正確、迅速な連絡を行う。

5. 具体的方策(袖ヶ浦市部活動ガイドラインに示す内容に準じる)

(1)活動時間の設定

- ①平日の練習時間は2時間程度とする。(準備・片付けは含めない)。朝…7:00～7:45／放課後…下校時間に合わせて実施
- ②土曜日及び日曜日(以下「週末」という)を含む学校の休業日、長期休業中は、3時間程度とする。(準備、片付けは練習時間に含めない)。
- ③週当たりの練習時間の合計は11時間程度とする。
- ④部活動に加え、駅伝・陸上練習を行う場合、週当たりの練習時間における上限は、16時間未満までとする。
- ⑤大会、対外試合、コンクール等への参加については、年間計画、予算等を見通した上で、生徒や顧問の過度な負担にならないように実施する。

(2)休養日の設定

- ①学期中は平日に1日以上、週末に1日以上少なくとも週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする。(原則、授業中の月曜日)。
- ②夏季休業中は週末及び閉庁日には行わず、週4日程度の実施とする。
(総合体育大会への参加は日数に含めない。)
- ③冬季、学年末、学年始め休業中は週末及び閉庁日は行わない。なお、週末に大会、コンクール等に参加した場合は他の日に休養日を振り替える。
- ④各部活動の計画、活動内容等については校長が承認し適宜、指導・是正を行う。

(3)運営上の確認

- ①各部活動の方向性の確認、共通理解のために顧問会議を開催する。
- ②各部の部長会を組織、開催し、活動報告、目標の確認等を行い、自治意識を高める。
- ③保護者会を年度当初等に実施し、活動方針と年間の活動、集金等の計画を伝え、月ごとに活動予定、休養日を保護者に伝える。
- ④生涯に渉る豊かなスポーツライフの実現に向け、地域団体(総合型地域スポーツクラブ<NESUPO>等)との連携を図る。

(4)けがや事故の防止

- ①各顧問は、活動前後における生徒の健康観察および活動場所・用具の安全点検を確実に実施する。
※熱中症対応に関しては、本校の危機管理マニュアルに準じて行う。
- ②各顧問は、担任、養護教諭との情報交換を密にし、怪我等の場合は、管理職に連絡するとともに保護者への連絡を速やかに行う。
- ③顧問が活動場所に付けない場合は原則的に活動を行わない。但し、他の教職員が臨時的に監督者となって

いる場合は活動を認める。

- ④校外に出て活動する場合は、事前に行き先等を保護者に伝え、けがや事故等の場合は、すぐに保護者に連絡をし、受け渡しができるようにする。

(5)保護者等との連携

- ①各顧問は、年度当初に必ず保護者会を実施し、年間の具体的な活動方針及び計画を伝えるとともに、月ごとの活動予定表を前月中に生徒を通じて保護者に伝える。
- ②各顧問は、保護者会のみならず、随時、保護者からの意見を聞き、考えを伝える場を設ける。
- ③各顧問は、大会応援や親睦行事等での保護者の協力要請をする場合、過度の協力要請にならないように配慮する。

※差し入れ等については、食物アレルギーを持つ生徒への配慮から、原則、受け取らないこととする。